様式第1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標(冒認対策商標以外)の申請用)

※冒認商標の申請は様式第1-2より行ってください。

平成30年5月14日

公益財団法人やまなし産業支援機構 理事長 一瀬 文昭

> 住所 〒400-0055 山梨県甲府市○○○△△─△ 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 ○○ ○○ 印

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金 (中小企業等外国出願支援事業) 間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第6条第1項 の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱(中小企 業等外国出願支援事業) (平成29年3月28日付け20170310特第5号) 及び中小企業知 的財産活動支援進事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)(平成30年3月29日 付け20180320特第2号)の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別 (いずれかに○)

0	①法人
	②個人事業者
	③事業協同組合等
	④商工会、商工会議所
	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
30,000 千円	△△人	4090005002888	製造業

- ※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要 ※法人番号が不明な場合は以下URL「法人インフォ」(経済産業省)から検索してください。 https://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage

【確認事項(□にチェック)】

- △大企業は実質的に経営に参画していない(みなし大企業に該当しない)ことに相違ない。 ※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

3. 申請案件種別 (いずれかに○)

(外国出願)

0	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願

(参考:国内出願)

0	①特許出願		
	②実用新案登録出願		
	③意匠登録出願		
	④商標登録出願		

4. 外国特許庁への出願の方法(該当するものに○(複数可))

0	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(国内出願を基礎として行
	ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を同国の
	国内段階に移行する方法)
	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	特願 2017-△△△△	出願日	20△△年△月△日
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ		出願日	
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	株式会社〇〇〇〇		
登録番号		登録日	
権利者	株式会社〇〇〇〇		
発明・商標等の名称	発明・商標の名称を記入してく 意匠の場合は簡単な図を挿入し、		
発明・商標等の内容	発明・意匠の場合は、詳細を記 商標の場合は、区分と指定商品		V '.

- ※「4.」で②に〇を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれ ぞれ明記してください。
- ※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。
- ※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。
- ※ P C T 国際出願の場合は、 P C T 国際出願番号も明記してください。
- ※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。
- ※「4.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約 国として含む場合(外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合)には、「5.」 の記入は不要です。
- ※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。
- 6. 外国特許庁への共同出願の有無

	11/4	/ · · · · ·	1//4//	1 7 7 1
有	0	無		

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合
○○○○株式会社	50%	50%

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	特願 2017-△△△△
発明・商標等の内容	5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容から変更が
	無ければ同じ内容を記入。
出願人	株式会社〇〇〇〇
発明者等	00 00
出願(予定)国	米国、中国
出願スケジュール	2018年9月外国特許庁移行予定。
	※現時点での予定を記入してください。
審査請求スケジュール	いずれかにチェックを入れてください。
(審査請求制度がある	図出願と同時(同日)(注1)に行う
もののみ)	□移行国の期限内に行う
	□日本の審査を待ち、審査請求を行う
	□その他(
基礎となる国内出願又	5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容に変更を加
は権利の内容に変更を	えて外国出願する場合のみ記入。
加えて外国出願する場	
合、変更の内容と必要	
性を記入	

- ※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。 ※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下の ような場合を想定しています。
 - ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
 - ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して 出願する場合
 - ・種別を変更して外国出願する場合(実用新案権を特許権に変更して出願)
- ※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登 録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場 合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものと し、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区 分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。
- ※「4.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がな い場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補 助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める 場合には、「出願(予定)国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。
- (注1) 同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

8. 間接補助金交付申請額

600,000円

「外国出願経費合計」 欄には、対象外経費を 含む外国出願に要する 経費の総額を記入して 下さい。

共同出願がある場合のみ記入して下さい。6. 外国特 許庁への共同出願の有無の費用負担割合が 50%であ れば、2,400,000円(助成対象経費)×0.5=1,200,000 円(持ち分に応じた対象経費)となります。

(内訳)

(単位:円) 外国特許庁へ 現地代理人費 国内代理人費 国名/合計 翻訳費用 国別計/合計 の出願手数料 用 米国 40,000 500,000 540,000 216,000 1, 296, 000 中国 540,000 216,000 1, 296, 000 40,000 500,000 432,000 外国出願経費合計 80,000 1,000,000 1,080,000 2,592,000 助成対象経費 80,000 1,000,000 1,000,000 400,000 2, 400, 000 1, 200, 000 持ち分に応じた対 象経費 間接補助金申請額 **600,000**

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

国内消費税、海 外の付加価値 税・サービス 税、先行技術調 査に係る費用、 日本国特許庁 に支払う印紙 代、日本国特許 庁に対する優 先権証明書の 発行に係る費 用など)

「助成対象経

費」欄には対象

外経費を除い

た金額が入り

ます。(対象外

経費の例・・・

間接補助金申請額 は千円未満を切り 捨ててください。

9.	外国特許庁への出願の動機・目的
	各社ご記入ください。
10.	出願(予定)国における事業展開計画(出願(予定)国を選んだ理由も含む)
	各社ご記入ください。
11.	出願する技術、創作等を活かした製品等の概要
	各社ご記入ください。
12.	出願の新規性、進歩性、創作性等(先行・類似調査の状況を含む。)
	各社ご記入ください。
13.	過去における出願実績及び権利取得状況(国内及び外国)
	各社ご記入ください。
14.	外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等(選任代理人)
	※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類 (間接補助金交付の必要書類)を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。
	各社ご記入ください。
	(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)
15.	間接補助事業に関する公表の可否 (いずれかに〇)
	可了不可
	不可を選択した場合にはその理由
	※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別に
	ついて、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

度の利用	予定の有無(いずれかに○)
有	無	
(有の	場合のその内	容)
補	助事業者名	
(自治体等)	
対	象となる案件	
の	出願番号	
出	願国	
助	成制度の内容	
-53,	/-/CIDJ/2007 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関(独立行政法人日本貿易振興機構含む)の助成制

※各項目について確認を行い、□にチェックを入れてください。

- 17. 確認事項(□にチェック)
 - 図中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第1 1条に定める事項(様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申 請・採択された内容と異なる出願(出願の変更)は認められない点)について確認した。
 - ☑中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第21条に定める事項(放棄又は取下げ等を行わないこと)を確認した。
 - 図事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
 - 図中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第4条(4)及び第21条に定める事項(補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力)について確認した。
 - ☑中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領(中小企業等外国出願支援事業)第4条(5) に定める事項(審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必 要が生じたものについては、応答すること)について確認した。
 - ☑添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

※審査会等についてご連絡いたします。実務担当者様の連絡先をご記入ください。

18. 担当者及び連絡先

担当者(職名及び氏		○○部○○課	00	00		
名)						
電話番号	0 5 🛆 - 🛆	$\triangle \triangle - \triangle \triangle \triangle$		メールアドレス	$\times \times \times \times @ \times \times \times \times \times$	